

医療 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(135)

◆高額療養費について

☆医療費が高額とは

医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担額を超えた分が高額療養費として支給されます。70歳未満と70歳以上75歳未満では、自己負担限度額が異なります。

70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得※区分	3回目まで	4回目以降★
(ア) 所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
(イ) 所得600万円超	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
(ウ) 所得210万円超	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
(エ) 所得210万円以下 (住民税非課税世帯は除く)	57,600円	44,400円
(オ) 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※『基礎控除後の総所得金額等』のことです。

★過去12か月間に、同一世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されます。

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 + 入院（世帯単位）	
	外来 (個人単位)	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

●70歳以上75歳未満の人は、外来・入院とも、1つの医療機関では限度額までの支払いとなります。

自己負担額の計算方法

- 月の1日から末日まで、暦月ごとの受診について計算。
- 2つ以上の病院・診療所にかかった場合は、別々に計算。
- 同じ病院・診療所でも、歯科は別計算。また、外来・入院も別計算。
- 入院したときの食事代や保険外診療などは支給の対象外。
- ※70歳以上75歳未満の人は、病院・診療所、歯科の区別なく合算します。

区分	診療年月	国民健康保険		
		一般分	退職者分	合計
被保険者数	平成28年7月	4,022人	127人	4,149人
	平成27年7月	4,107人	190人	4,297人
医療費総額	平成28年7月	139,314,815円	3,458,602円	142,773,417円
	平成27年7月	176,829,832円	7,860,052円	184,689,884円
区分	診療年月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり医療費	平成28年7月	34,638円	27,233円	34,412円
	平成27年7月	43,056円	41,369円	42,981円

大崎町の医療費